災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と福島県ＬＰガス協会県北支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるＬＰガス等の供給又は設置（以下「供給」という。）及び二次災害等の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に、甲が災害対策本部を設置した時、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、乙によるＬＰガス等の供給を優先的に受けることにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請の方法）

第２条　甲は、災害時における避難所の開設に伴い、ＬＰガス等の供給が必要となった場合は、その旨を乙に申請するものとする。

２　甲は、前項の規定により乙に申請を行うときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で申請し、事後、すみやかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けた時は、優先的かつ速やかに、甲にＬＰガス等の供給を行うものとする。

（協力の内容）

第４条　ＬＰガス等は、原則として甲が指定する場所（以下「供給場所」という。）に供給するものとする。

２　ＬＰガス等の供給の際は、供給場所において甲の職員又は甲の指定するものが供給の確認を行い受領するものとする。

３　乙は、早急な供給に協力できるよう、あらかじめ供給業者を定め、甲に報告するものとし、当該供給業者に変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

４　甲は、乙が供給場所にＬＰガス等を運搬する車両及び二次災害等を防止するための保安点検車両を災害派遣等従事車両又は緊急車両として通行できるよう配慮するものとする。

５　前項の規定は、甲乙協議の上定めるものとする。

（経費の負担）

第５条　乙がＬＰガス等の供給に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、甲が負担するＬＰガス等の供給の経費については、災害の発生した直前の

ＬＰガスの供給価格を基準に甲乙協議の上定めるものとする。

（緊急連絡先の報告等）
第６条　甲と乙は、この協定に関する連絡担当部署を定め、災害時に速やかに相互に連絡するとともに、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第７条　甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（効力）
第８条　この協定は、締結の日より効力を有するものとし、甲または、乙が文書を持って協定の終了を通知しないかぎり、その効力を有するものとする。

この協定の成立の証するため、本書２通を作成し、甲乙は、それぞれ記名押印し各自１通を保有するものとする。

平成２５年１０月２１日

甲　住　所　　伊達市保原町字舟橋１８０番地
名　称　　伊達市

代表者　　伊達市長　　仁志田　昇　司

乙　住　所　　福島市笹木野字町東２番１号
名　称　　福島県ＬＰガス協会県北支部

代表者　　支部長　　八　巻　正　衛